

令和4年2月定例会
総務政策常任委員会会議録
令和4年2月17日

場 所 第4委員会室

令和4年2月17日(木曜日)

午前10時44分開会

会議に付託された議案等

○議案第63号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第20号)

出席委員(8人)

委員	長	西村	賢
副委員	長	安田	厚生
委員		星原	透
委員		中野	一則
委員		外山	衛
委員		田口	雄二
委員		井上	紀代子
委員		関師	博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	吉村	久人
総務部次長 (総務・市町村担当)	棧	亮介
総務部次長 (財務担当)	渡久山	武志
総務課長	佐藤	彰宣
財政課長	石田	涉

事務局職員出席者

議事課主査	増本	雄一
議事課主任主事	木村	結

○西村委員長 ただいまから総務政策常任委員

会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、本委員会に付託されました議案につきまして、部長の概要説明を求めます。

○吉村総務部長 それでは、本日御審議いただきます議案につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

1ページを御覧ください。

令和3年度2月補正予算の概要でございます。

今回の補正は、国のまん延防止等重点措置の本県への適用期間の延長に伴うもの及び国庫補助決定に伴う経費について措置するものであり、補正額は、一般会計で71億3,465万9,000円の増額であります。

この結果、予算規模は7,377億8,649万7,000円となります。

この補正の歳入財源は、全額が国庫支出金となっております。

次に、下の表、一般会計歳出一覧を御覧ください。表の左から3列目、今回補正額につきまして、御説明させていただきます。

一番上の衛生費には、まん延防止等重点措置の期間延長に伴う飲食店等への協力金を支給するための経費を計上しております。

その次の商工費には、飲食店等での酒類提供の終日停止要請の長期化によって大きな影響を受ける酒類販売事業者等に支援金を支給するための経費、及び国の地域観光事業支援を活用して県内宿泊等の割引や県内土産物店・飲食店等で使用できるクーポンの付与を支援するための

経費を計上しております。

この宿泊割引等の支援につきましては、現在の感染状況においてはすぐに開始できませんが、国から追加内示がありましたことから、機動的に対応できるよう予算化するものであります。

予算の概要につきましては、以上であります。

なお、歳入予算の詳細につきましては、財政課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上であります。

○西村委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○石田財政課長 資料の2ページ目をお願いいたします。

一般会計補正予算の歳入の予算について、御説明を申し上げます。

まず(1)の総括でございます。表になっておりますけれども、左から3列目、太枠内の今回補正額の欄を御覧ください。

中ほどより少し下の行にございます依存財源のうち、国庫支出金が71億3,465万9,000円の増額となっております。今ほど部長からも申し上げましたとおり、今回の追加提案分につきましては、全額国庫支出金を歳入予算としております。

補正後の一般会計の歳入合計につきましては、補正後の欄の一番下にございますとおり、7,377億8,649万7,000円となります。

次に(2)、下でございませうけれども、歳入科目別の概要でございます。

説明の欄を御覧ください。まず、総務費国庫補助金でございますが、まん延防止等重点措置の本県への適用期間の延長に伴う飲食店等への

協力金及び飲食店での酒類提供の終日停止要請の長期化により大きな影響を受ける酒類販売事業者等への支援金の財源といたしまして、地方創生臨時交付金を活用するものでございまして、59億6,760万3,000円の増額としております。

その次の商工費国庫補助金でございますが、県内宿泊等の割引、それから今ほど申しました県内土産物店・飲食店等で使用できるクーポンの付与などに伴うものでございまして、11億6,705万6,000円の増額となっております。

歳入の予算につきましては、以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

議案についての質疑はございませんか。

○函師委員 今説明を受けたところですが、このまん延防止等重点措置の期間延長に伴うということなんですけれども、例えば、店舗数がどれぐらいなのか、クーポンの種類やどのぐらいの額になっているのか、それぞれ積算の根拠を教えてください。

○石田財政課長 まず1つ目の飲食店等への時短要請協力金に関する積算でございますが、今の国のまん延防止等重点措置の本県の適用が3月6日までとなっております。現在、県は全市町村を重点区域として飲食店等への時短営業をお願いしておりますので、これが3月6日まで26市町村全てで継続することを想定して、多分県内の飲食店は7,000店舗ほどになると思っておりますけれども、時短営業に協力いただいた方に対する協力金という形で予算上は積算しております。

なお、県内の感染状況をよく見極めながら、この3月6日という期限は東京都などと同じなので、状況がまた一定改善してまいりましたら、例えば段階的に、地域によつてのこの時短要請等の解除ですとか、あるいは県全体でのそういった

た重点区域の市町村の指定等々、必要に応じて見直していくこともあり得ると思っておりますが、予算積算上は3月6日までこれが続くものとしている状況でございます。

それから、2点目のジモ・ミヤ・タビの関係でございます。11億円ほど今回お願いしておりますけれども、今年度、1月までまず実施をしておりますして、予算等もある程度執行をできたというところで、感染状況も踏まえて、今、それを停止をしておりますけれども、本県の執行率が結構よかったものですから、国のほうにお願いして、追加で11億円ほど確保している状況でございます。

感染状況を見極めながらではあるんですけれども、例えば3月下旬とか4月ぐらいから、今年度実施しております県内の旅館とかホテルに泊まれる場合に50%の割引というところと、あとクーポン券として2,000円、平日宿泊いただける場合には県単の上乗せで2,000円というスキームで今年度実施させていただきました。今、商工観光労働部と協議しておりますけれども、今年度のスキームでの再開というか、再度の実施ができないかなという方向で検討しており、県民の方にとってもそれが分かりやすいのかなと思っております。

なお、国の制度設計で5月のゴールデンウィーク以降、各県版の新G o T oトラベルというようなところも想定されておりますして、先般の1月議会でこういった関係予算を議決いただいておりますけれども、そういったところもまた状況を見極めながら、今回の11億円の議決をいただければ、どういう形でこれを使っていくのか、今ほど申し上げたようなところをイメージはしておりますが、中期的に見据えながら制度設計を行っていく必要があると考えております。

○**函師委員** ありがとうございます。

○**田口委員** 酒類販売事業者等緊急支援事業についてお聞きします。

昨年ですかね、やはり飲食店が休んでいただく形で協力していただいたところ、結局はいろんなところに損害が出ていました。そのときはタクシー業者や運転代行、氷屋など、いろんな業種の皆さんに支援金が出たと思いますが、今回はなぜこの酒類販売事業者だけなのか。

代表者の皆さんが知事に陳情している姿をニュース等でも見ましたけれども、なぜこれだけにこだわっているのか、異業種に対する支援というのはどう考えているのかをお聞かせください。

○**石田財政課長** 御指摘の点でございます。昨年9月を中心にしたこの第5波の影響、それから今回の第6波の影響との違い等々、事業者支援の点から御説明を申し上げたいと思います。

まず一つは、今年度の予算の中で当初予算、それから数次にわたって追加補正ということでお願いをしておりますけれども、今回の第6波につきましても、県内の事業者の方——もう業種を問わず、影響が大きな、一定の要件を満たす業者の方には県として10万円の支援金、事業継続に向けた支援金を支給したいと思っております。

これは商工観光労働部の既定予算の中で今年度、第5波の際に補正をお願いして措置いただいておりますけれども、こういった予算の執行残といいますか、枠の中で今回の第6波の分についても、今お話のありました例えばタクシーとか、代行の事業者の方、おしぼりとか、食品納入をされている等々については、こういった部分をまずは措置を支援策として今回打ち出しているというのは一つございます。

酒類提供につきましても、今回この補正予算
でお願いをしておりますが、これにつきましても田口委員からありましたように、実は第5波のときも同じような形で支援をしております、その部分の既定予算も一部あるんですけれども、ここをちょっと追加させていただいて支援することを今回考えております。と申しますのも、特に酒類の販売事業者の方はいろんな種類と申しますか、例えばドラッグストアみたいな方もいらっしゃる、家庭用に売っておられる方、いろいろあるんですけれども、特に今回はやっぱり専ら飲食店を取引先とされている業務用の酒類の販売事業者の方、特に宮崎県の場合は、他県とも違いまして、酒類の提供の一律自粛をお願いしております。そういった点で特にそういう業務用の販売をされているところに大きな影響が出ているというところがございます。

今回第6波については、全ての事業者の方が国の事業復活支援金をまずはベースラインとして——飲食店も使えるものがあるんですけれども——活用していただきながら、特に本県の場合、この酒類の事業者について自粛をお願いしている関係から、県としてこういった上乗せの支援措置を行いたいという考え方でございます。

まとめますと、まず全体のベースラインにこの国の事業復活支援金がございます、その上で県としてのそういった影響が大きい事業者の方に対する10万円の支援、さらに、酒類についてはまた別途こういった上乗せというところで、補正予算としてはこの酒類だけが出てきているような形になっておりますけれども、今年度の全体の予算の中でそういったよく目配せをした形でできるだけ対応していきたいというところで、全体の仕組みを考えておるところでございます。

ます。

○田口委員 すると、前回出したときと大体同様の業種ということでもいいのか。

それと先ほど10万円と言いましたけれども、それはもう事業規模とは関係なく、1社当たり10万円ということでもいいのかをお聞きします。

○石田財政課長 まず前者の点については、第5波のときの対応と基本的には同じような形での事業者支援というスキームとしてございます。補足しますと、都城市や延岡市といった先んじて時短等になっているところについては、今回は市のほうでも上乗せや横出しという形で支援措置をしていただいておりますので、地域によっては多分第5波と同じ、あるいはより手厚い支援の形になっているところもあるのかなと思っております。

それから、2点目の一律かというところでございます。これは、1事業者当たり10万円で一律と考えてございます。

○田口委員 分かりました。

○西村委員長 ほかにございませんか。

それでは、以上をもちまして、総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

午前10時57分休憩

午後1時1分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います、採決の前に、賛否も含めて御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時1分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。議案第63号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第63号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。先ほど御一任いただいたところでありますので、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後1時2分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 西 村 賢